

第17期 定時株主総会 ▶▶▶ openwork 招集ご通知

開催日時 2024年3月28日（木曜日）午前10時

開催場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 三井物産ビル 4階
大手町三井カンファレンス Room 7,8

議案

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役4名選任の件
第3号議案	取締役の報酬等の額決定の件
第4号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第17期定時株主総会招集ご通知	1
・議決権行使のご案内	3
(添付書類)	
事業報告	5
計算書類	29
監査報告	32
株主総会参考書類	37

証券コード 5139
(発信日) 2024年3月8日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア
オープンワーク株式会社
代表取締役社長 大澤 陽 樹

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第17期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.openwork.co.jp/>)

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「オープンワーク」又は証券「コード」に当社証券コード「5139」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合はインターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ「議決権行使のご案内」（3頁及び4頁）に従いまして、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時
※受付開始時間：午前9時30分
2. 開催場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 三井物産ビル 4階
大手町三井カンファレンス Room 7, 8
(今回はバーチャルオンリー株主総会による開催でしたが、今回は実際にご来場いただく会場をご用意しております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項 第17期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 取締役の報酬等の額決定の件
第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(2) ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案について賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(4) インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(5) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、計算書類の個別注記表につきましては、除いております。したがって、本招集ご通知の該当書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部です。
(6) 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.openwork.co.jp/>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載させていただきます。

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限：2024年3月27日（水曜日）午後6時入力分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2024年3月27日（水曜日）午後6時到着分まで

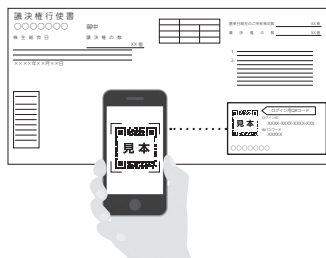
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

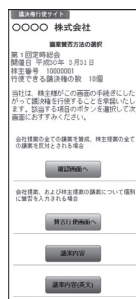
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

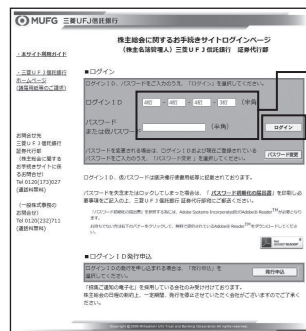
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行等による行動制限の緩和に伴い、経済活動は正常化に向かいました。世界的な物資、エネルギー価格等の上昇に伴う物価高により個人消費は大幅な回復には至りませんでした。雇用の拡大と賃上げが進んだことで、再成長に向けた土壌は整いつつあります。一方で、東欧や中東をはじめとする不安定な国際情勢等によるリスクは依然として高く、不透明さの残る状況が継続しています。

このような状況の中、2023年7～9月の転職者数は前年同期比103%に(注)、転職希望者は新型コロナウイルス感染症の流行前である2019年の水準を超えています。また、個人のキャリア観の変化や終身雇用の構造的限界により、今後雇用の流動化は一層加速し、働き方改革やリモートワークの普及により、多様な働き方が広がる中で、求職者の会社選びの基準も多様化していくと考えています。

「OpenWork」サービスにおいては、2023年12月末時点で約70,000社、約1,620万件の社員クチコミデータが掲載され、登録ユーザー数は約605万人となりました。また、「OpenWorkリクルーティング」サービスにおいては、2023年12月末時点で、契約社数(登録エージェント企業数含む)は約2,830社、累計Web履歴書登録数(社会人・学生)は約101万件となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は2,922,428千円(前事業年度比43.5%増)、一方で更なる成長に向けた採用強化により、営業費用は2,066,092千円(前事業年度比44.9%増)、営業利益は856,336千円(前事業年度比40.0%増)、経常利益は854,280千円(前事業年度比44.7%増)、当期純利益は613,924千円(前事業年度比52.3%増)となりました。

なお、当社はワーキングデータプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、主なサービス別の業績については、以下のとおりです。

〔OpenWork〕

当事業年度においては、会員課金数は増加、提携企業への送客数も概ね想定の通りに推移しました。この結果、当サービスの営業収益は1,018,332千円（前事業年度比7.6%減）となりました。

〔OpenWorkリクルーティング〕

当事業年度においては、継続的なマーケティングへの投資などにより新規Web履歴書登録数が増加し、累計Web履歴書登録数（社会人・学生）が約101万件まで増加しました。また、既存顧客の採用活動の活性化に向けた取り組みの結果、求人企業・登録エージェント企業の採用活動が活性化し、当サービスの営業収益は1,867,613千円（前事業年度比103.3%増）となりました。

(注) 総務省「労働力調査 年齢階級別転職者数及び転職者比率」調査によると、7～9月期の転職者数は2019年364万人、2020年325万人、2021年285万人、2022年313万人、2023年325万人

サービス別営業収益

サービス区分	第16期 (2022年12月期) (前事業年度)		第17期 (2023年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
Open Work	1,101,942千円	54.1%	1,018,332千円	34.8%	△83,609千円	△7.6%
Open Work リクルーティング	918,771	45.1	1,867,613	63.9	948,842	103.3
その他の	16,374	0.8	36,482	1.2	20,107	122.8
合計	2,037,087	100.0	2,922,428	100.0	885,340	43.5

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は20,013千円であり、これは従業員用PCの取得です。

③ 資金調達の状況

2022年12月16日に東京証券取引所グロース市場へ上場したことに伴う2023年1月17日付の第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）による新株式156,000株の発行により、452,088千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2020年12月期)	第 15 期 (2021年12月期)	第 16 期 (2022年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2023年12月期)
営 業 収 益(千円)	1,460,797	1,535,917	2,037,087	2,922,428
経 常 利 益(千円)	238,441	324,443	590,179	854,280
当 期 純 利 益(千円)	166,509	232,427	403,003	613,924
1株当たり当期純利益 (円)	9.03	12.52	21.60	28.92
総 資 産(千円)	2,851,408	3,061,104	5,129,429	6,389,096
純 資 産(千円)	2,578,146	2,810,573	4,667,576	5,724,041
1株当たり純資産額 (円)	138.91	151.43	226.93	269.66

(注) 当社は、2022年8月23日開催の取締役会決議及び2022年8月31日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っています。また、2023年10月17日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
株式会社リンクアンドモチベーション	1,380百万円	51.44%	役員の兼任1名、業務委託取引

(注) 親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしています。そこで、取締役会は、このように取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築していることから、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しています。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な経営課題と認識し、継続的に取り組んでいます。

①安定したユーザー集客とワーキングデータプラットフォームの成長

当社は2007年の創業以来長い時間をかけて社員クチコミサイトを運営してきた優位性と、質の高い多くの社員クチコミデータがサービス上に掲載されている特徴があり、検索サイトからの自然検索経由で順調にユーザー数と社員クチコミと評価スコアの件数を増加させてきました。今後もさらにワーキングデータを蓄積し、事業を拡大させ、新規事業の早期展開を図るためには、基盤となるユーザー数と社員クチコミと評価スコアの件数の安定的な増加を推進する必要があると考えています。

自然検索に加え、Webマーケティング強化により安定的なユーザー流入を確保し、さらに転職・就職サービスとしての認知度向上のための広告宣伝等のプロモーション活動を強化することで、ワーキングデータプラットフォームの成長を図ってまいります。

②「OpenWorkリクルーティング」の価値向上

成長過程にある「OpenWorkリクルーティング」の拡大は、今後の当社の成長に不可欠です。そのためには、積極的なキャリア形成に向けて情報収集や転職活動を行うユーザーを増加させていく必要があると考えています。また、社員クチコミデータや企業情報などの蓄積データを解析し、求職者と求人企業のマッチングの最適化を推進させることも重要だと考えています。

サービス上での求職活動を活性化させること、マッチングの最適化を進めること、入社後の求職者と企業のミスマッチの発生を抑制し企業・求職者双方の満足度を向上させることで「OpenWorkリクルーティング」の価値を向上させてまいります。

③事業の多角化

長期的な企業成長を維持するには、複数のサービスを発展・拡大させると共に早期の収益化を実現し、特定サービスに依存しない事業基盤を構築することが重要だと考えています。

ワーキングデータプラットフォームをベースにした新規サービスを軌道に乗せ、事業の多角化を進めてまいります。

④情報管理体制の強化

当社の事業はユーザーが投稿した社員クチコミを基盤としており、多くのユーザーの個人情報を保持しています。

個人情報の保護と適正管理は当社における最も重要な課題の一つと認識しており、個人情報保護に関する社内規程の整備と運用、定期的な社内教育の実施やセキュリティシステムの構築を行っています。

個人情報の保護と適正管理を更に強化するため、2021年1月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得しました。今後も個人情報の保護と適正管理を最も重要な課題として捉え、「JIS Q15001:2017 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に基づく個人情報保護マネジメントシステムの運用を徹底してまいります。

⑤財務上の課題

「OpenWork」については、安定的に営業収益を上げられており、財務基盤は安定していると考えています。また、「OpenWorkリクルーティング」については、2023年12月期の営業収益成長率が前期比103%となりました。今後も成長を持続していくためには、「OpenWorkリクルーティング」の価値向上が必要であると考えています。今後も、「OpenWorkリクルーティング」などの新たな事業価値創出に必要な投資と財務基盤の安定性との適切なバランスを維持することを、財務上の課題として認識しています。このため、今後も事業計画と財務状況の継続的なモニタリングを徹底し、投資の意思決定を適切に行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
ワーキングデータプラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none">・就職・転職のための情報プラットフォーム「OpenWork」の企画・運営・企業向け採用支援サービス「OpenWorkリクルーティング」の企画・運営・国内外のヘッジファンド向けのオルタナティブデータ提供サービス「FIS」の企画・運営・企業向けのクチコミデータ分析、レポート作成サービス「DAP」の企画・運営

(6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
ワーキングデータプラットフォーム事業	100 (10) 名	19名増 (1名減)
合計	100 (10)	19名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、使用人数欄 () 外書は臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員を含む。) の最近1年間の平均人員です。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 42,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,327,360株 |
| (3) 株主数 | 2,442名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社リンクアンドモチベーション	10,920,000株	51.44%
増 井 慎 二 郎	2,800,000株	13.19%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	965,300株	4.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	748,300株	3.52%
株 式 会 社 S B I 証 券	640,000株	3.01%
小 倉 基 弘	400,400株	1.88%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	371,640株	1.75%
川 島 浩 治	360,000株	1.69%
GOVERNMENT OF NORWAY	353,900株	1.66%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	311,700株	1.46%

- (注) 1. 2023年10月17日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、発行可能株式総数は31,500,000株、発行済株式総数は15,981,030株増加しています。
2. 株式分割による増加数には、2023年1月17日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により増加した624,000株が含まれています。2023年1月17日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による増加数には、株式分割により増加した468,000株が含まれています。
3. 株式分割による増加数には、2023年11月1日までの新株予約権の権利行使により増加した116,040株が含まれています。2023年11月1日までの新株予約権の権利行使による増加数には、株式分割により増加した87,030株が含まれています。
4. 2023年11月2日以降の新株予約権の行使により、発行済株式総数は19,320株増加しています。
5. 当社は、自己株式を100,192株保有しています。
6. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当する事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月11日	2020年10月30日
新 株 予 約 権 の 数		640個	3,860個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,600株 (新株予約権1個につき 40株)	普通株式 154,400株 (新株予約権1個につき 40株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり 625円)
権 利 行 使 期 間		2022年1月1日から 2029年11月28日まで	2023年1月1日から 2030年10月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 640個 目的となる株式数 25,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,860個 目的となる株式数 154,400株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使前に死亡した場合は、その権利を喪失する。
 - (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
2. 2022年8月23日開催の取締役会決議及び2022年8月31日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月22日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

3. 2023年10月17日開催の取締役会決議により、2023年11月2日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行ったため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大澤陽樹	—
取 締 役	川島浩治	コーポレートユニット担当
取 締 役	池内駿介	開発ユニット、プロダクトユニット担当
取 締 役	若月貴子	クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社 代表取締役社長
取 締 役	小野塚浩二	株式会社クロス・マーケティング 取締役 Kadance International Business Research Pte.Ltd. Director 株式会社UNCOVER TRUTH 取締役 株式会社クロス・マーケティンググループ 取締役CFO エンバイロセルジャパン株式会社 代表取締役社長 株式会社ドゥ・ハウス 取締役 株式会社クロスベンチャーズ 代表取締役社長 株式会社クロス・マーケティンググループ グループ経営企 画本部 本部長 株式会社Fittio 代表取締役社長 Kadance International Inc (China) 董事長
常 勤 監 査 役	高橋由紀子	—
監 査 役	平林健吾	シティライツ法律事務所 弁護士 スローニュース株式会社 取締役
監 査 役	大野俊一	株式会社リンクアンドモチベーション 取締役 株式会社リンクグローバルソリューション 取締役 株式会社リンクイベントプロデュース 取締役 株式会社リンクコーポレートコミュニケーションズ 取締役 株式会社リンクアカデミー 取締役 株式会社モチベーションアカデミア 取締役 株式会社リンク・インタラック 取締役 株式会社リンクジャパンキャリア 取締役 株式会社リンクエージェント 取締役 株式会社リンク・アイ 取締役 株式会社リンクダイニング 取締役 幼児活動研究会株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役若月貴子氏及び取締役小野塚浩二氏は、社外取締役です。
2. 常勤監査役高橋由紀子氏及び監査役平林健吾氏は、社外監査役です。
3. 監査役大野俊一氏は、他社において管理部門の取締役として経理財務分野の業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するに当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、社外取締役2名、社外監査役2名と責任限定契約を締結しています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役（社外役員を含む。）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、2022年3月30日開催の取締役会にて決議した「役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」を、2024年1月29日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に改定することを決議いたしました。

取締役会は、当事業年度にかかる役員の個人別の報酬等について、2022年3月30日開催の取締役会にて決議した「役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」と整合していることを確認しております。

2022年3月30日開催の取締役会にて決議した「役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」、及び2024年1月29日開催の取締役会にて改定を決議した「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」は以下のとおりです。

【役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針】

・基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の取締役の役割である企業価値の持続的な向上を達成するためのインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と実績及び評価を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役の報酬は、基本報酬と評価に連動した変動報酬で構成されています。ただし、独立した社外取締役及び監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

・個人別の基本報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、他社や従業員給与の水準等を考慮し作成され、社外取締役及び常勤監査役との協議を経て、取締役会の決議により一任された代表取締役社長が決定します。

・個人別の変動報酬に関する方針

取締役の変動報酬は、四半期毎に設定された個人目標の達成度合いに基づき算出し、半期に一度支給されます。変動報酬の算出方法及び妥当性については、適宜、社外取締役及び常勤監査役との協議を経て、取締役会の決議により一任された代表取締役社長が決定します。

・取締役の個人別の報酬の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、上記方針に基づき職責、目標の難易度等を踏まえ作成

します。都度社外取締役及び常勤監査役の諮問を受けたうえ、取締役会の決議により一任された代表取締役社長が決定します。

なお、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしています。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

・基本方針

取締役の報酬等は、求められる役割と職責に相応しい水準とし、中長期的な業績と株主価値が取締役の報酬等に反映される仕組みとすることを基本方針としています。

・取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、報酬等の決定方針に基づく各取締役の固定報酬である基本報酬（金銭報酬）及び個人業績等を踏まえた賞与（金銭報酬）の決定としています。

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人業績等を踏まえた評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長にこれらの権限を委任しています。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととしています。

・取締役の報酬体系並びに報酬等の決定方針及び手続（常勤取締役の報酬等）

常勤取締役（取締役のうち社外取締役を除く、以下同じ）の報酬等は、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）および賞与（金銭報酬）で構成しています。

（1）基本報酬について

常勤取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給する。

（2）賞与について

①個人別に設定する戦略目標の達成度を評価指標として、年に2回支給する。

②評価指標として採用する戦略目標の達成度はその時々における経営上の重要性等に
応じて、それぞれ決定する。

③賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任等を考慮して上記評価指標の達成度に応じた支給率を基本報酬に乗じて決定する。

・取締役の報酬体系並びに報酬等の決定方針及び手続（社外取締役の報酬等）

社外取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給する。

なお、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基 本 報 酬	賞 与	
取 締 役 (うち社外取締役)	62,790千円 (9,300)	49,650千円 (9,300)	13,140千円 (-)	5名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,250 (11,250)	11,250 (11,250)	-	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	74,040 (20,550)	60,900 (20,550)	13,140 (-)	7 (4)

(注) 1. 上記役員の数については、無報酬の監査役1名を除いています。

2. 当社の役員の報酬等に関しては、2019年3月29日開催の第12期定時株主総会において、取締役については年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は3名）、監査役については年額100百万円以内（決議日時点での監査役の員数は1名）と決議されています。

3. 当事業年度は、2022年3月30日開催の取締役会において代表取締役社長大澤陽樹に取締役の個人別の報酬等の具体的内容を一任する旨の決議をしています。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬及び変動報酬の額の決定としています。この権限を委任した理由は、各取締役の役位、職務責任、当社への貢献度等を総合的に勘案して評価するのは代表取締役社長が最も適していると判断したためです。当事業年度に係る取締役の個人別の基本報酬及び変動報酬の具体的内容については、取締役会にてその内容が前記の決定方針に沿うものであることを確認しています。

③ 当事業年度に役員が受けた役員退職慰労金その他当事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等

該当する事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役若月貴子氏が代表取締役社長を務めるクリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社とは2022年10月まで「OpenWorkリクルーティング」サービスの契約関係がありましたが、同社のサービス利用取引実績はなく取引額は生じていません。現在は取引を解消しています。上記以外に人的、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役小野塚浩二氏が代表取締役社長を務める株式会社Fittio、取締役を務める株式会社クロス・マーケティンググループ、株式会社クロス・マーケティング、株式会社ドゥ・ハウスは当社の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先ですが、2023年12月31日現在、取引額は生じておりません。取引条件は他の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先と同条件で設定しており、今後、各社との取引が発生した場合であっても、取引額は僅少であることが想定されます。

また、株式会社クロス・マーケティンググループとはクチコミデータ販売に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、特別の利害関係はありません。上記以外に人的、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役平林健吾氏が弁護士を務めるシティライツ法律事務所の同氏以外の弁護士との間に法律顧問に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、特別の利害関係はありません。上記以外に人的、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	若月貴子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>経営者としての豊富な経験・知見に基づき、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に十分な役割・責務を果たしています。</p>
取締役	小野塚浩二	<p>2023年3月の就任以降に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。</p> <p>上場企業の取締役として経営管理及び経営企画並びにコーポレート業務全般に関する豊富な経験・知見に基づき、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に十分な役割・責務を果たしています。</p>
常勤監査役	高橋由紀子	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>事業会社の取締役としての経験及び知見を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役	平林健吾	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,600千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2019年12月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決議し、その後、社内組織の変更や社内規程の変更の都度、取締役会において改定を行っています。

最新の社内組織及び社内規程に合わせて2024年1月29日開催の取締役会で改定を決議した業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。なお、2024年1月29日開催の取締役会で指名委員会及び報酬委員会の新設を決議したことから、④の5の記載のみ更新されています。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報システム管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
2. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
3. コーポレートユニット所管役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
4. 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)に対処できるよう、管理体制を構築する。
2. 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを回避・低減させる対応を取る。

- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 2. 取締役は、当会社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
 3. 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
 4. 各ユニットは、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
 5. 効率的な職務執行のため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
 6. 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 法令及び定款に適合するため社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
 2. 「取締役会規程」、「就業規則」において業務の適正な執行に対する体制を定義する。
 3. 内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 4. 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
 5. 取締役、執行役員を選解任等の人事及び取締役の報酬等の決定にあたっては、指名委員会及び報酬委員会の審議結果を尊重し客観性と透明性を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から要請があった場合は、必要な人員を配置する。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有す

る。

⑧ 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- i 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- ii 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役に報告する。

⑨ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他のいかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
2. 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
3. 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の実効性を確保するため、「監査役会規程」、「内部監査規程」を制定する。
2. 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
3. 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
4. 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。
5. 監査役は、当会社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制全般

内部統制システムに関する基本方針及び社内規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施いたしました。加えて、内部監査計画に基づき当社の全部署を対象として、社内制度の整備状況及び業務遂行状況を適法性並びに妥当性及び有効性の観点から監査を実施いたしました。監査結果については、代表取締役社長、取締役会及び監査役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

当社の取締役及び使用人に対し、入社時のコンプライアンスに関する研修、インサイダー取引規制に関する研修、個人情報の保護に関する研修などを実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。また、リスク管理の観点から、コンプライアンス違反行為等を把握するため、内部通報制度を設けております。

③ リスク管理

当社は、リスク管理の検討、審議等を行うためリスクマネジメント委員会を設置しております。当委員会は、コーポレートユニット担当取締役が委員長を務め、執行役員1名、その他委員長の指名する者で構成され、常勤監査役もオブザーバーとして出席しております。また、原則として、四半期に1回開催しております。

7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

当社は、財務基盤の強化と成長過程にある事業の持続的な拡充を目指していくために、内部留保資金の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考えています。

利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して実施していくことを基本方針としています。

現時点では、財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランス

スをとつつつ配当について検討していく方針です。このことから、当面の間、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,231,737	流動負債	665,055
現金及び預金	5,954,229	買掛金	61
売掛金	253,113	未払金	227,259
前払費用	21,235	未払費用	18,138
その他	3,159	未払法人税等	167,020
固定資産	157,358	契約負債	102,522
有形固定資産	22,214	賞与引当金	70,906
工具、器具及び備品	22,214	役員賞与引当金	6,840
投資その他の資産	135,144	その他	72,307
敷金	29,640	負債合計	665,055
長期前払費用	5,628	(純資産の部)	
繰延税金資産	99,875	株主資本	5,724,041
		資本金	1,644,684
		資本剰余金	1,624,684
		資本準備金	1,624,684
		利益剰余金	2,548,820
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	2,543,820
		繰越利益剰余金	2,543,820
		自己株式	△94,147
		純資産合計	5,724,041
資産合計	6,389,096	負債純資産合計	6,389,096

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業収益		2,922,428
営業費用		2,066,092
営業利益		856,336
営業外収益		
受取利息	45	
印税収入	1,770	
その他の	267	2,084
営業外費用		
上場関連費用	3,501	
自己株式取得費用	638	4,139
経常利益		854,280
特別損失		
固定資産除却損	804	804
税引前当期純利益		853,476
法人税、住民税及び事業税	252,881	
法人税等調整額	△13,329	239,551
当期純利益		613,924

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	1,376,340	1,356,340	1,356,340	5,000	1,929,896	1,934,896	-	4,667,576	4,667,576	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	226,044	226,044	226,044					452,088	452,088	
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	42,300	42,300	42,300					84,600	84,600	
当 期 純 利 益					613,924	613,924		613,924	613,924	
自 己 株 式 の 取 得							△94,147	△94,147	△94,147	
当 期 変 動 額 合 計	268,344	268,344	268,344	-	613,924	613,924	△94,147	1,056,464	1,056,464	
当 期 末 残 高	1,644,684	1,624,684	1,624,684	5,000	2,543,820	2,548,820	△94,147	5,724,041	5,724,041	

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

オープンワーク株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限 責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村憲一
指定有限 責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口昌良

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オープンワーク株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

オープンワーク株式会社 監査役会
常勤監査役 高橋由紀子 ㊟
社外監査役 平林健吾 ㊟
監査役 大野俊一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）を受け、上場企業は定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社では、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社について定款の定めがあるものとみなすことができる特例措置（産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の附則第三条）に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、定款の変更をせずに、2023年3月30日の第16期定時株主総会を場所の定めのない株主総会として開催いたしました。場所の定めのない株主総会の開催は、遠隔地の株主様含めより多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症や大規模災害等への対策にも資することから、特例措置の終了後も引き続き場所の定めのない株式総会を開催できるよう、当社定款第13条第2項を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
(招集) 第13条 〈省略〉 〈新設〉	(招集) 第13条 〈現行どおり〉 <u>② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役4名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、2024年2月22日開催の取締役会にて各候補者を決定しております。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おおさわ はるき 大澤 陽樹 (1985年2月10日)	2009年4月 株式会社リンクアンドモチベーション 入社 2018年10月 株式会社ヴォークアズ（現：当社）兼務 出向 2019年1月 当社執行役員 2019年11月 当社取締役副社長 2020年4月 当社代表取締役社長（現任）	5,000株
<p>【選任理由】 2018年の当社出向以降、OpenWorkリクルーティング事業の事業責任者を経て、現在、当社の代表取締役社長を務めるなど、当社の経営に関する経験と知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくべく、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			
2	いけうち しゅんすけ 池内 駿介 (1983年7月15日)	2008年4月 株式会社インクス（現：SOLIZE株式会 社）入社 2009年10月 株式会社ワークスアプリケーションズ 入社 2016年4月 当社入社 2018年10月 当社執行役員 2019年11月 当社取締役（開発ユニット、プロダクト ユニット担当）（現任）	20,200株
<p>【選任理由】 2016年の入社以来、主に開発関連業務責任者を経て、当社の開発関連部署の担当取締役を務めるなど、当社の開発業務全般に関して豊富な経験と知見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくべく、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	わか つき たか こ 若 月 貴 子 (1969年9月27日)	1992年4月 株式会社西友 入社 2007年8月 株式会社経営共創基盤 入社 2012年3月 クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャ パン株式会社 入社 管理本部長 2012年8月 同社執行役員管理本部長 2014年10月 同社執行役員副社長 2017年4月 同社代表取締役社長（現任） 2021年4月 当社社外取締役（現任）	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>若月貴子氏は事業会社の代表取締役社長としての知見と経験を有しており、当社社外取締役に就任して以来、公正かつ客観的な立場より適切な意見をいただいております。今後も引き続き、同氏の企業経営に関する専門的知識と高い見識を当社の経営の監督に活かしていただくべく、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	お の づ か こ う じ 小 野 塚 浩 二 (1976年10月21日)	2001年8月 フィールズ株式会社 入社 2007年7月 株式会社キズナキャスト常務取締役 2007年10月 株式会社キズナビジョン代表取締役社長 2008年10月 エン・ジャパン株式会社 入社 2009年1月 同社 経営企画室室長 2010年11月 株式会社ファーマネットワーク取締役 2012年3月 株式会社クロス・マーケティング 入社 経営企画室室長 2013年1月 同社 営業企画部部长 2014年1月 同社 グループ事業推進部部长 2014年2月 株式会社クロス・マーケティンググル プ 出向 2014年6月 同社 コーポレート本部本部長 2014年9月 株式会社クロス・マーケティング取締役 (現任) 株式会社クロス・マーケティンググル プ取締役 2014年11月 Kadance International Business Research Pte.Ltd. Director (現任) 2015年3月 株式会社UNCOVER TRUTH 取締役 (現任) 2015年6月 株式会社クロス・マーケティンググル プ取締役CFO (現任) 2016年1月 同社 グループ経営戦略部 部長 2020年12月 エンバイロセルジャパン株式会社代表 取締役社長 (現任) 2021年1月 株式会社ドウ・ハウス取締役 (現任) 2022年5月 株式会社クロスベンチャーズ代表取締 役社長 (現任) 2023年3月 当社社外取締役 (現任) 株式会社クロス・マーケティンググル プ グループ経営企画本部 本部長 (現 任) 2023年7月 株式会社Fittio 代表取締役社長 (現 任) Kadance International Inc (China) 董事長 (現任)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小野塚浩二氏は、上場企業の取締役として経営管理及び経営企画並びにコーポレート業務全般に関 する知見と経験を有しており、当社社外取締役に就任して以来、公正かつ客観的な立場より適切な意 見をいただいております。今後も引き続き、同氏の企業経営に関する専門的知識と高い見識を当社の経営 の監督に活かしていただくべく、引き続き、社外取締役としての選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 大澤陽樹氏、池内駿介氏、若月貴子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野塚浩二氏が代表取締役社長を務める株式会社Fittio、取締役を務める株式会社クロス・マーケティンググループ、株式会社クロス・マーケティング、株式会社ドゥ・ハウスは当社の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先ですが、2023年12月31日現在、取引額は生じておりません。取引条件は他の「OpenWorkリクルーティング」サービスの取引先と同条件で設定しており、今後、各社との取引が発生した場合であっても、取引額は僅少であることが想定されます。また、株式会社クロス・マーケティンググループとはクチコミデータ販売に関する取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、特別の利害関係はありません。上記以外に人的、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。
3. 若月貴子氏及び小野塚浩二氏は、社外取締役候補者です。
4. 若月貴子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 小野塚浩二氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、若月貴子氏及び小野塚浩二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、当社の取締役及び監査役（社外役員を含む。）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって填補されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。大澤陽樹氏、池内駿介氏、若月貴子氏、小野塚浩二氏が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中で当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
8. 当社は、若月貴子氏及び小野塚浩二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。

第3号議案 取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年3月29日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、年額300百万円以内（うち社外取締役については年額100百万円以内）といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与を含まないものとしたします。

また、当社は、2024年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その内容は事業報告「会社役員状況」に記載のとおりです。

当社は、本議案及び第4号議案をご承認いただいた場合に、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本定時株主総会終結後の臨時取締役会において、決定方針を変更することを予定しており、変更後の内容は以下に記載のとおりです。なお、変更後の決定方針は報酬委員会での審議を経て取締役会に答申されております。

本議案の内容は、報酬委員会での審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）になります。

【取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

・基本方針

取締役の報酬等は、求められる役割と職責に相応しい水準とし、中長期的な業績と株主価値が取締役の報酬等に反映される仕組みとすることを基本方針としています。

・取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、報酬等の決定方針に基づく各取締役の固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、個人業績等を踏まえた賞与（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬）の決定としています。

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の個人業績等を踏まえた評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長にこれらの権限を委任しています。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に諮問し答申

を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならぬこととしています。

・取締役の報酬体系並びに報酬等の決定方針及び手続（常勤取締役の報酬等）

常勤取締役（取締役のうち社外取締役を除く、以下同じ）の報酬等は、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、賞与（金銭報酬）、株式報酬（非金銭報酬）で構成しています。

（1）基本報酬について

常勤取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給する。

（2）賞与について

①個人別に設定する戦略目標の達成度を評価指標として、年に2回支給する。

②評価指標として採用する戦略目標の達成度はその時々における経営上の重要性等に応じて、それぞれ決定する。

③賞与の個人別の額は、各々の職務の内容、役割、責任等を考慮して上記評価指標の達成度に応じた支給率を基本報酬に乗じて決定する。

（3）株式報酬（非金銭報酬）について

①当事業年度（将来）の役務提供に対する対価として、事前交付型譲渡制限付株式報酬を付与する。常勤取締役に対し付与する株式数は、基本報酬額を基準に算出した譲渡制限付株式報酬の基準額を、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値で除した株式数（年30万株以内）とする。

②常勤取締役が当社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点、または、譲渡制限付株式割当契約に基づき取締役会が決定した時点で譲渡制限を解除する。

・取締役の報酬体系並びに報酬等の決定方針及び手続（社外取締役の報酬等）

社外取締役の基本報酬の個人別の額は、その責務に相応しい水準とし、職務の内容及び責任等に鑑み年額を決定のうえ、毎月、均等額を支給する。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第3号議案の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額300百万円以内といたします。

ただし、当該報酬額は、原則として、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度100百万円以内での支給に相当すると考えております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭債権は、原則として、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度10万株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、本議案及び第3号議案をご承認いただいた場合に、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本定時株主総会終結後の臨時取締役会において決定する、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（なお、当該方針の内容は第3号議案に記載のとおりです。）その他諸般の事情を考慮して、報酬

委員会での審議を経て決定されており、相当であると考えております。

また、本案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当社の取締役会が予め設定する業績目標達成度に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi One 三井物産ビル 4階 大手町三井カンファレンス Room 7, 8

交通

地下鉄「大手町駅」下車 C4/C5出口直結

- 千代田線 ●半蔵門線 ●丸ノ内線
- 東西線 ●都営三田線

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

